

第2章

障害者・障害児を取り巻く状況

第2章 障害者・障害児を取り巻く状況

1 人口構造

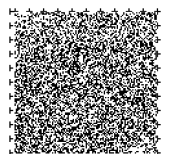
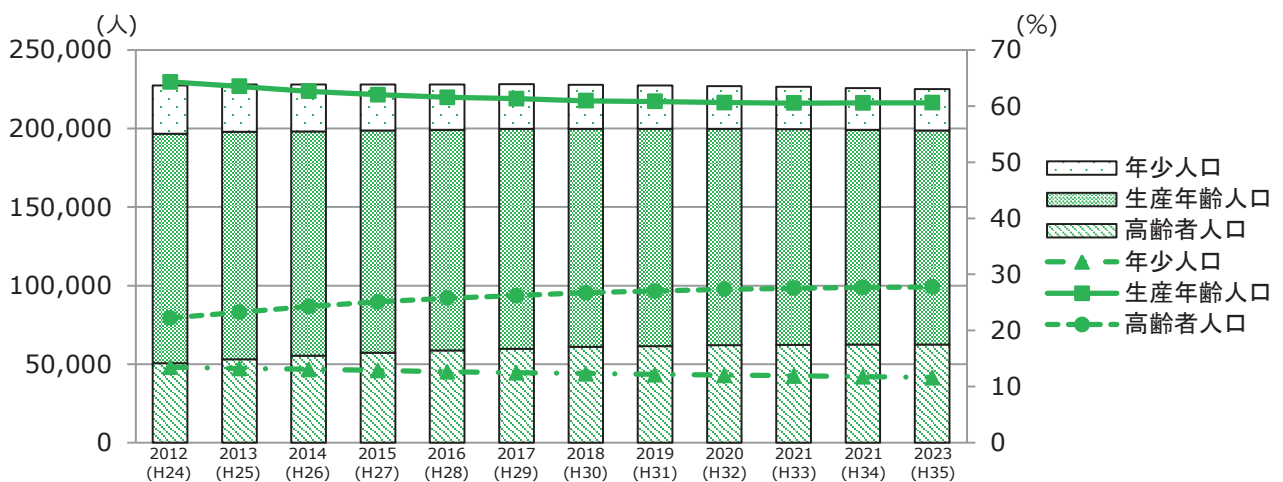
上尾市の人口は平成29年前後をピークに、徐々に減少していくことが見込まれています。平成29年現在、228,314人ですが、平成32（2020）年には、227,365人、平成35（2023）年には、225,244人となる見込みです。

これを年齢階層別にみると、近年の傾向である、高齢者人口（65歳以上）の増加、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）及び年少人口（15歳未満）の減少が続き、今後その傾向はさらに強くなる見込みです。

単位:人・%

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
年少人口	30,638	30,218	29,854	29,384	28,886	28,377
	13.5	13.3	13.1	12.9	12.7	12.4
生産年齢人口	146,252	144,843	142,866	141,488	140,437	139,807
	64.3	63.5	62.6	62.0	61.5	61.2
高齢者人口	50,541	53,003	55,320	57,237	58,785	60,130
	22.2	23.2	24.3	25.1	25.8	26.4
総数	227,431	228,064	228,040	228,109	228,108	228,314
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
区分	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
年少人口	28,010	27,606	27,310	26,962	26,497	26,080
	12.3	12.1	12.0	11.9	11.7	11.6
生産年齢人口	139,059	138,566	137,835	137,303	136,908	136,491
	61.0	60.8	60.6	60.5	60.6	60.6
高齢者人口	61,046	61,625	62,220	62,532	62,679	62,673
	26.8	27.1	27.4	27.6	27.7	27.8
総数	228,115	227,797	227,365	226,797	226,084	225,244
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 各年10月1日現在、平成29年までは実績値・平成30（2018）年以降は推計値



2 障害者・障害児の現状

(1) 身体障害者手帳所持者

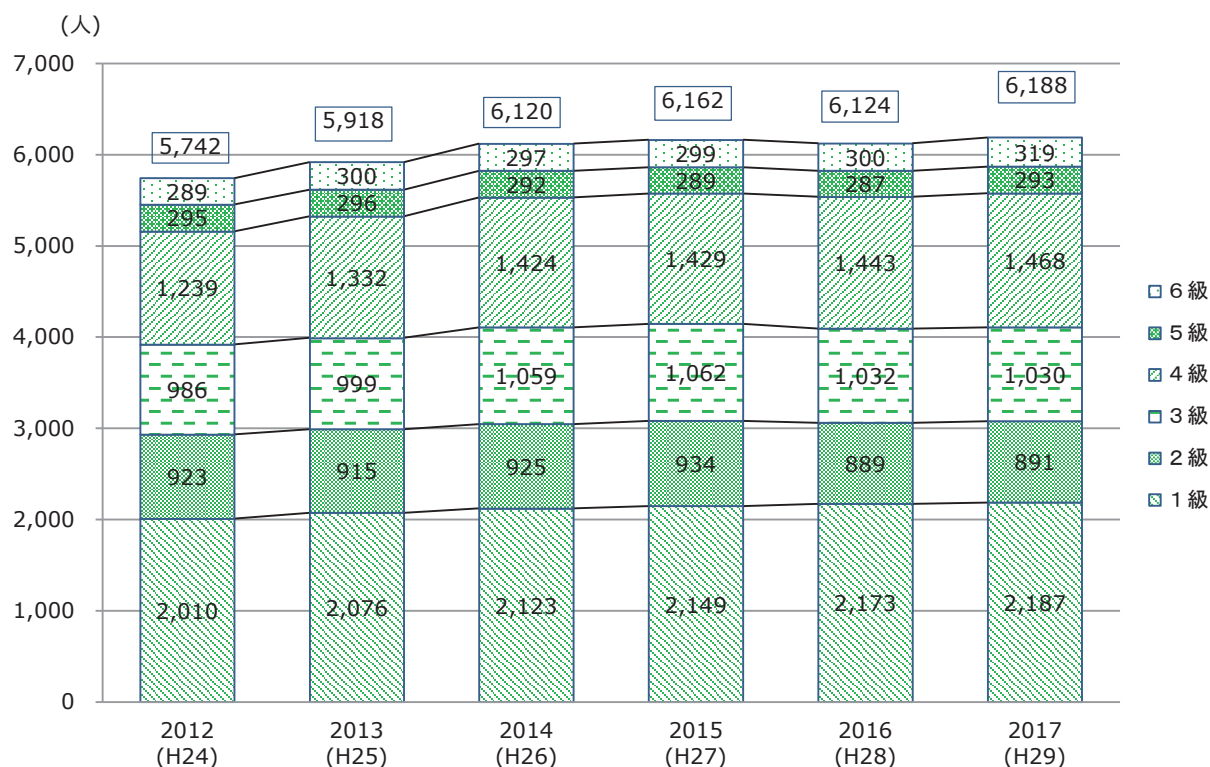
① 等級別

身体障害者手帳^{※5}所持者については、1級が最も多く、1級・2級の重度障害が約半数を占めています。

単位:人

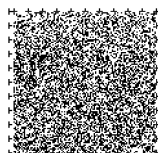
等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1級	2,010	2,076	2,123	2,149	2,173	2,187
2級	923	915	925	934	889	891
3級	986	999	1,059	1,062	1,032	1,030
4級	1,239	1,332	1,424	1,429	1,443	1,468
5級	295	296	292	289	287	293
6級	289	300	297	299	300	319
総数	5,742	5,918	6,120	6,162	6,124	6,188

※ 各年4月1日現在



※5 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害（視覚障害・聴覚又は平衡機能の障害・音声機能、言語機能又はそ
 しゃく機能・肢体不自由・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害・ぼうこう又は直腸の機能の障害・小腸の機能
 の障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害・肝臓の機能の障害）がある者に対して交付される。（身
 体障害者福祉法第15条）



② 障害別

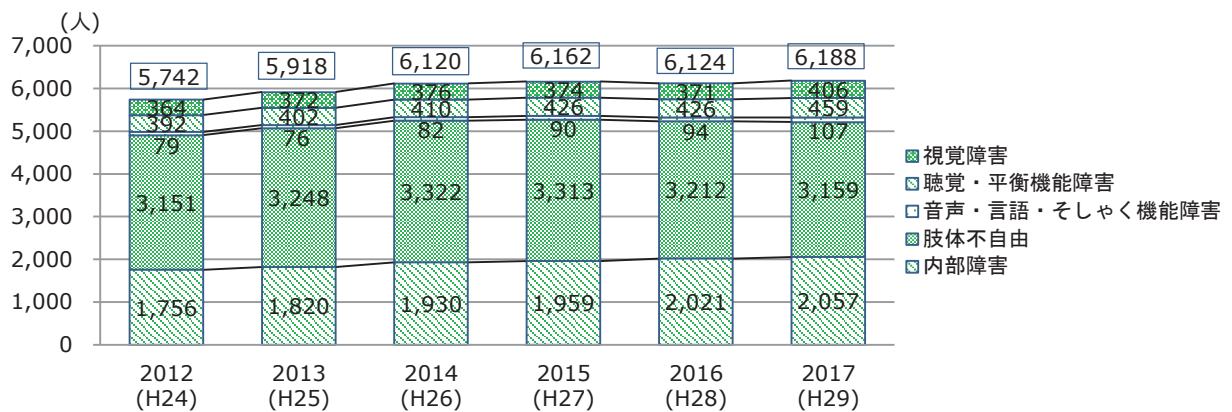
身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者を障害別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、「内部障害」と合わせると8割を超えています。

単位:人

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障害	364	372	376	374	371	406
聴覚・平衡機能障害	392	402	410	426	426	459
音声・言語・そしゃく機能障害	79	76	82	90	94	107
肢体不自由	3,151	3,248	3,322	3,313	3,212	3,159
内部障害	1,756	1,820	1,930	1,959	2,021	2,057
総数	5,742	5,918	6,120	6,162	6,124	6,188

※ 各年4月1日現在



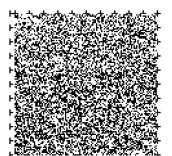
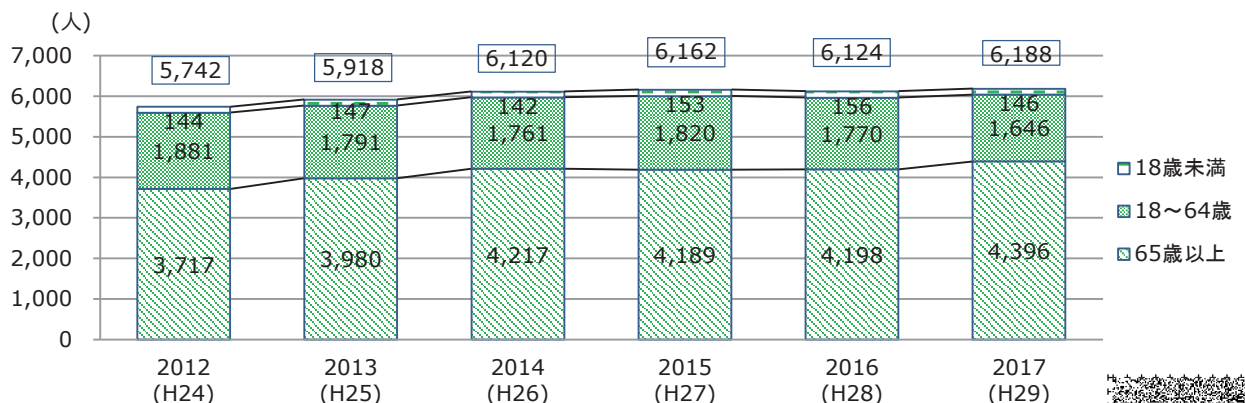
③ 年齢別

18歳未満の手帳所持者数は、150人前後で推移していますが、全体では、年々増加しています。特に、65歳以上の高齢者の増加が顕著であり、平成29年には全体の約7割となっています。

単位:人

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18歳未満	144	147	142	153	156	146
18~64歳	1,881	1,791	1,761	1,820	1,770	1,646
65歳以上	3,717	3,980	4,217	4,189	4,198	4,396
総数	5,742	5,918	6,120	6,162	6,124	6,188

※ 各年4月1日現在



(2) 療育手帳所持者

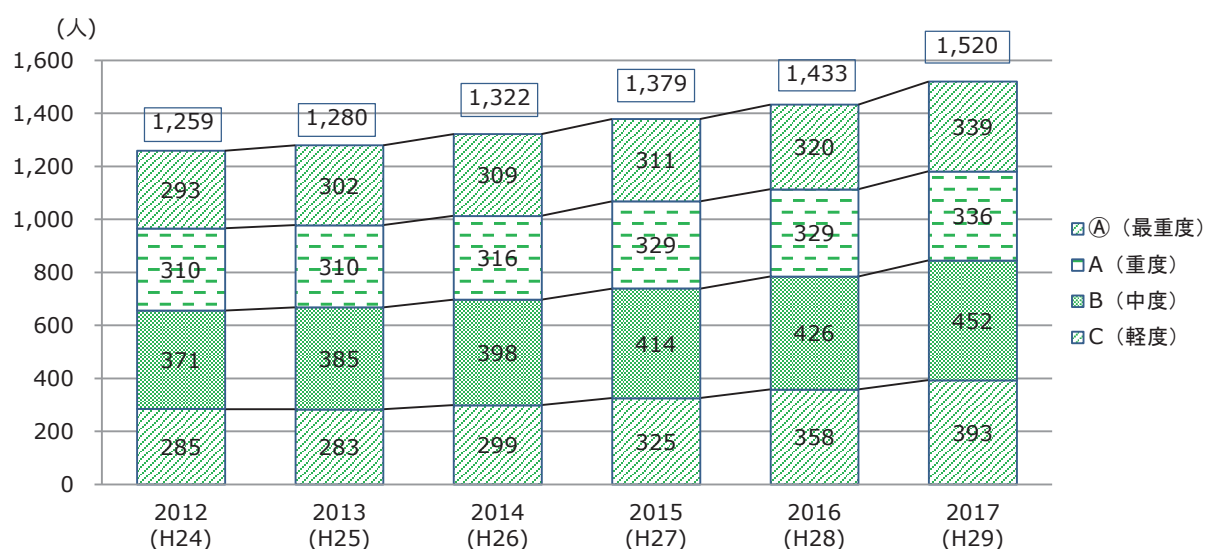
① 等級別

療育手帳^{※6}所持者数は年々増加しており、等級別にみると、最も多いのは「B（中度）」の手帳で、平成29年で400人台半ばとなっています。

単位:人

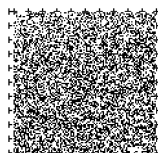
等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
① (最重度)	293	302	309	311	320	339
A (重度)	310	310	316	329	329	336
B (中度)	371	385	398	414	426	452
C (軽度)	285	283	299	325	358	393
総数	1,259	1,280	1,322	1,379	1,433	1,520

※ 各年4月1日現在



※6 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付される。(療育手帳制度要綱 昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)



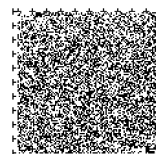
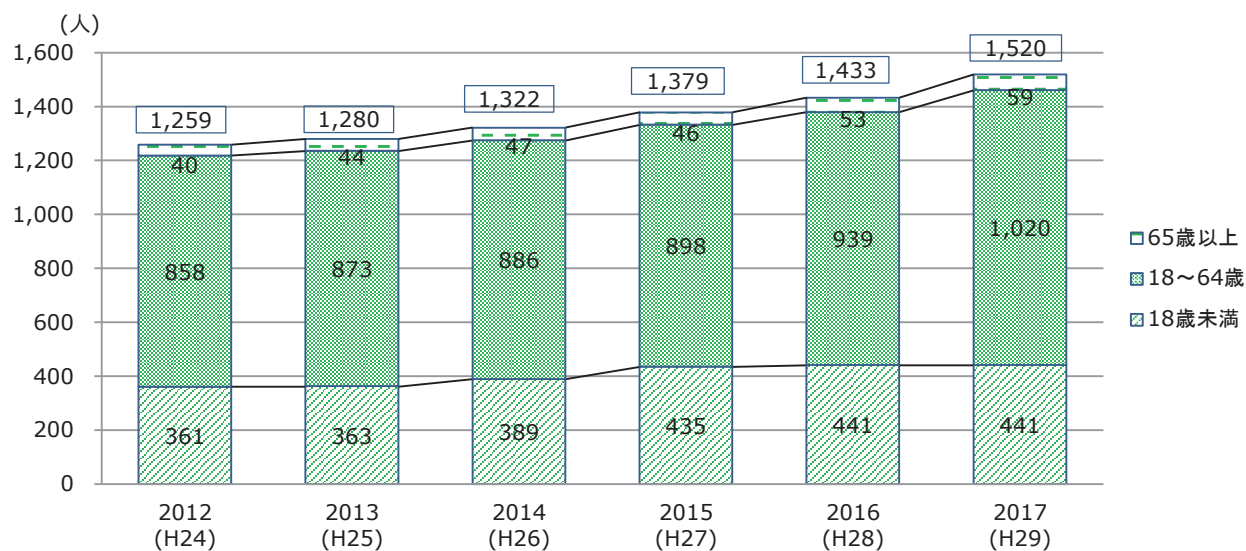
② 年齢別

療育手帳所持者は、全ての年代においてゆるやかな増加傾向にあります。

単位:人

等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	361	363	389	435	441	441
18～64 歳	858	873	886	898	939	1,020
65 歳以上	40	44	47	46	53	59
総数	1,259	1,280	1,322	1,379	1,433	1,520

※ 各年4月1日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

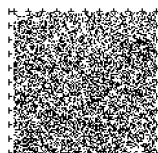
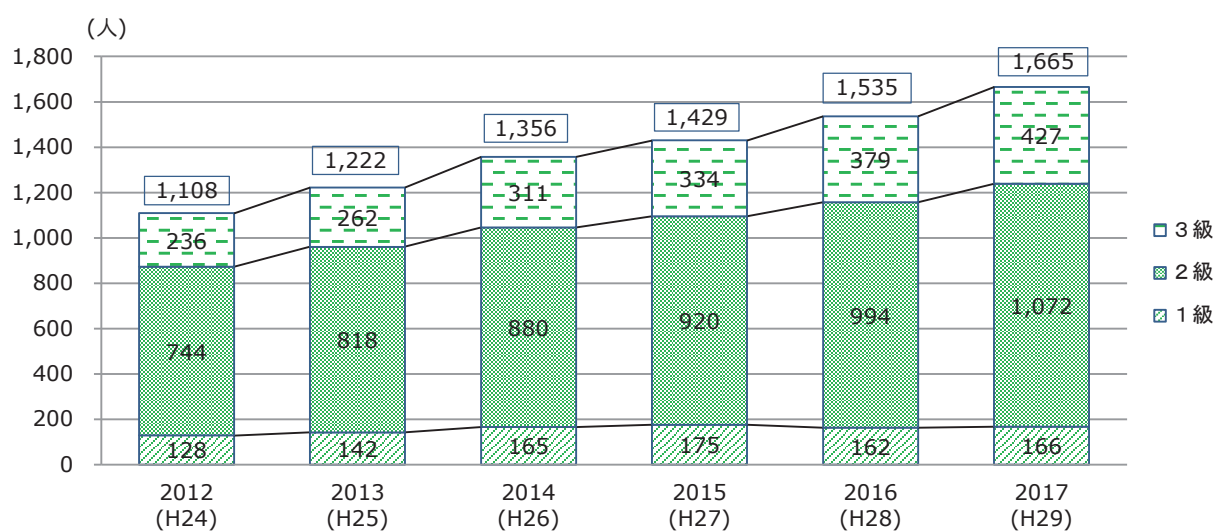
① 等級別

精神障害者保健福祉手帳^{※7}所持者数は急速に増加しており、等級別にみると、2級及び3級の手帳所持者の伸びが顕著です。なお、上尾市においては、平成26年から精神障害者保健福祉手帳所持者数が療育手帳所持者数を上回っています。

単位:人

等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	128	142	165	175	162	166
2 級	744	818	880	920	994	1,072
3 級	236	262	311	334	379	427
総数	1,108	1,222	1,356	1,429	1,535	1,665

※ 各年4月1日現在



※7 精神障害者保健福祉手帳
一定程度の精神障害の状態にあると認められた者に交付される。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

① 受給者数

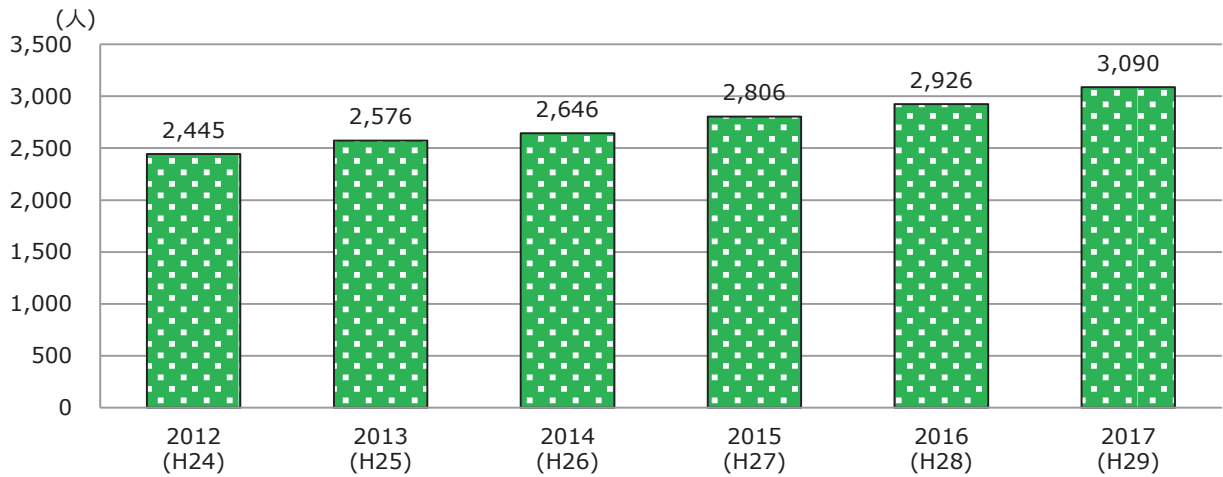
自立支援医療（精神通院医療）※⁸受給者は急速に増加しています。

平成24年では約2,500人でしたが、平成29年には約3,000人となっています。

単位:人

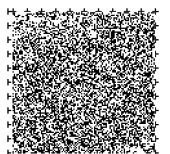
平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
2,445	2,576	2,646	2,806	2,926	3,090

※ 各年4月1日現在



※⁸ 自立支援医療（精神通院医療）

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含む）により、通院治療等を受ける必要がある状態の人を対象として、医療費の一部を助成する制度。



(5) 障害者手帳所持者数等の見込数の推移

① 身体障害者手帳所持者

平成29年には6,188人でしたが、平成32（2020）年には6,420人に、平成35（2023）年には6,466人になると見込まれます。

単位:人

区分	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
65 歳未満	1,879	1,867	1,857	1,845	1,835	1,826
65 歳以上	4,453	4,520	4,563	4,607	4,630	4,640
計	6,332	6,387	6,420	6,452	6,465	6,466

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法・・・65歳未満及び65歳以上の人口に対する障害者の割合に大きな差が見られたため、平成24年から平成29年までの、65歳未満及び65歳以上の人口に対する障害者の割合の平均値を求め、それぞれ、推計人口にかけ合わせました。

② 療育手帳所持者

平成29年には1,520人でしたが、平成32（2020）年には1,670人に、平成35（2023）年には1,810人になると見込まれます。

単位:人

総数	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
	1,571	1,621	1,670	1,718	1,765	1,810

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法・・・人口に対する障害者の割合が年々高まってきていることから、平成24年から平成29年までの年度ごとの人口に対する手帳の所持者割合を基礎として、各年の人口に対する障害者の割合を定めて算出しました。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成29年には1,665人でしたが、平成32（2020）年には1,978人に、平成35（2023）年には2,278人になると見込まれます。

単位:人

総数	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
	1,771	1,875	1,978	2,080	2,180	2,278

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法・・・療育手帳所持者と同様の手法で算出しました。

④ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

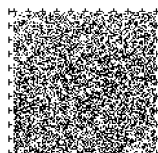
平成29年には3,090人でしたが、平成32（2020）年には3,475人に、平成35（2023）年には3,874人になると見込まれます。

単位:人

総数	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
	3,196	3,336	3,475	3,611	3,744	3,874

※ 各年4月1日現在

※ 算出方法・・・療育手帳所持者と同様の手法で算出しました。



3 アンケート調査結果から見える現状

アンケート調査の概要

本計画の策定に当たり、障害者・障害児等の意見を反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【調査時期】 平成29年6月26日から7月14日

【調査対象】 市内在住のそれぞれの調査対象から無作為抽出した市民

【調査方法】 郵送配布・回収

配布数3,000票のうち1,768票の回答があり、回収率は58.9%でした。

区分	調査対象	対象者数	回収数
A	身体障害者手帳所持者	1,000人	644票(64.4%)
B	療育手帳所持者	300人	204票(68.0%)
C	精神障害者保健福祉手帳所持者	300人	165票(55.0%)
D	難病患者 ^{※9}	200人	120票(60.0%)
E	発達障害 ^{※10} 者等	50人	27票(54.0%)
F	障害児(保護者)	150人	95票(63.3%)
G	一般市民	1,000人	513票(51.3%)
	計	3,000人	1,768票(58.9%)

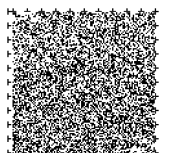
- 【調査項目】
- ・年齢等の基本事項
 - ・障害の程度
 - ・福祉サービスについて
 - ・日常生活について
 - ・社会との関わり
 - ・仕事について
 - ・障害者の権利擁護
 - ・防災について
 - ・生活全般について
 - ・障害者施策について 等

※9 難病患者

難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの)の患者。(難病の患者に対する医療等に関する法律第1条)平成29年4月1日時点で330種類が指定難病とされている。

※10 発達障害

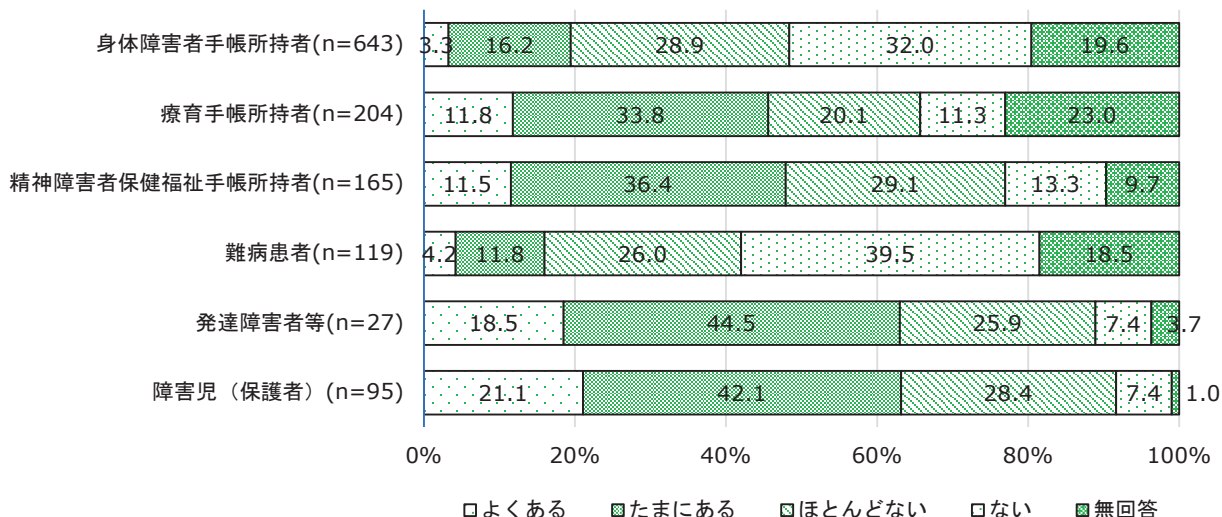
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。(発達障害者支援法第2条)



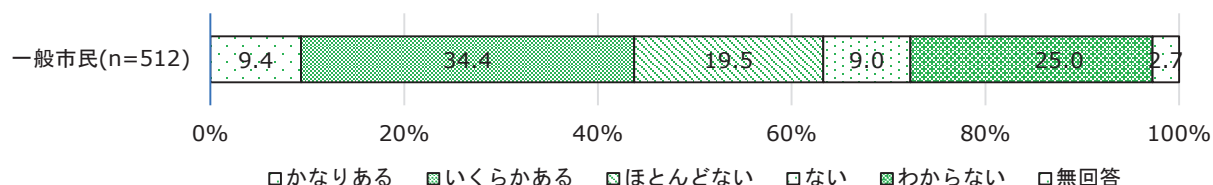
(1) 人権の尊重

① 差別や偏見

「差別や偏見を感じることもあるか」に関して、「障害児（保護者）」「発達障害者等」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「療育手帳所持者」では、感じることもあるとの回答が多くなっています。

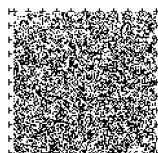
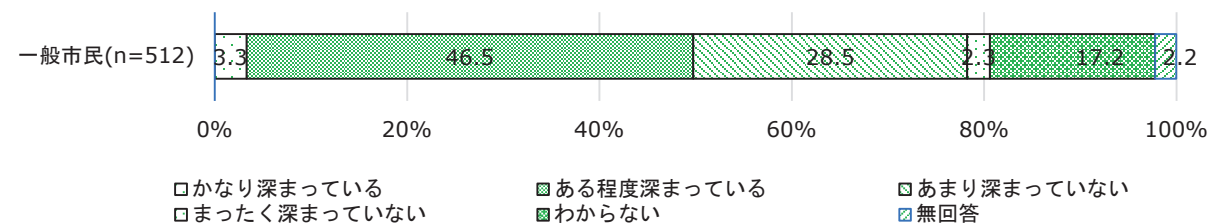


「一般市民」では、「障害のある人への差別・偏見」があるとの回答が約4割となっています。



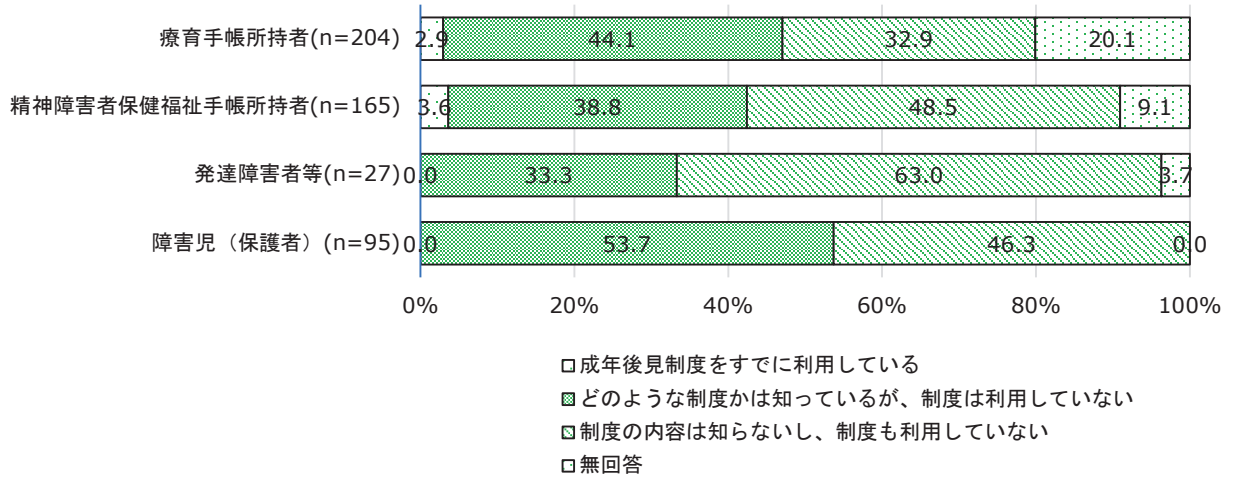
② 障害のある人に対する理解

「一般市民」では、ここ数年、社会の中で障害のある人に対する理解は深まっているかについて、「深まっている」との回答が約半数となっています。



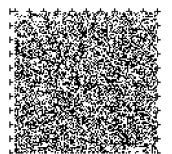
③ 成年後見制度の認知度

成年後見制度^{※11}を「知っている」が最も多いのは「障害児（保護者）」で5割を超え、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」が4割台、「発達障害者等」が3割台となっています。



※11 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。



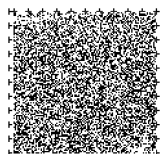
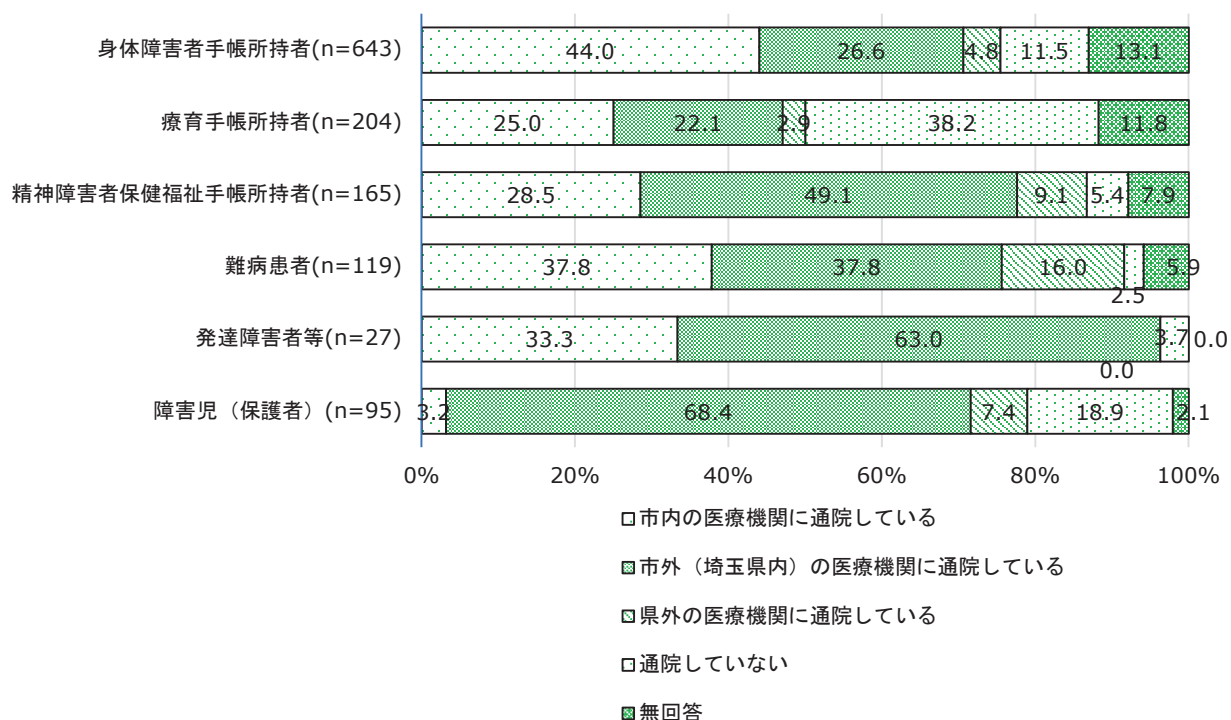
(2) 安心・安全の確保

① 定期的な通院

全体を通じて半数以上の方が定期的な通院をしていることがわかります。

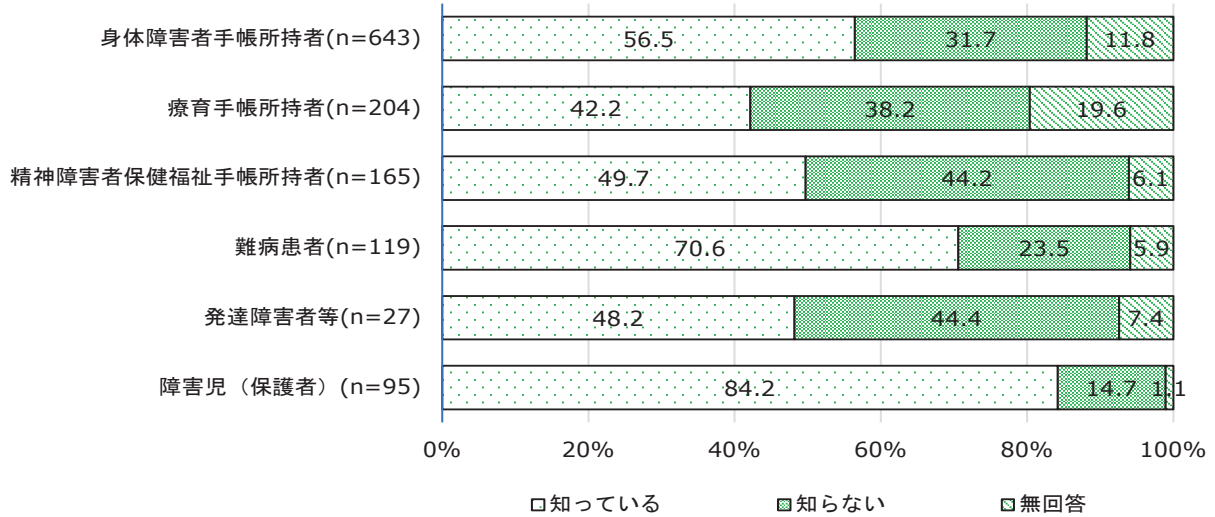
「発達障害者等」「難病患者」では、ほとんどの人が定期的な通院をしている一方で、「療育手帳所持者」では、定期的な通院をしている人は約半数にとどまっており、全体を通じて最も少なくなっています。

また、障害特性に応じた専門性の高い医療が求められることもあり、市外の医療機関に通院している人が多いことが見て取れます。そのため、通院のための移動手手段の確保が課題となっています。



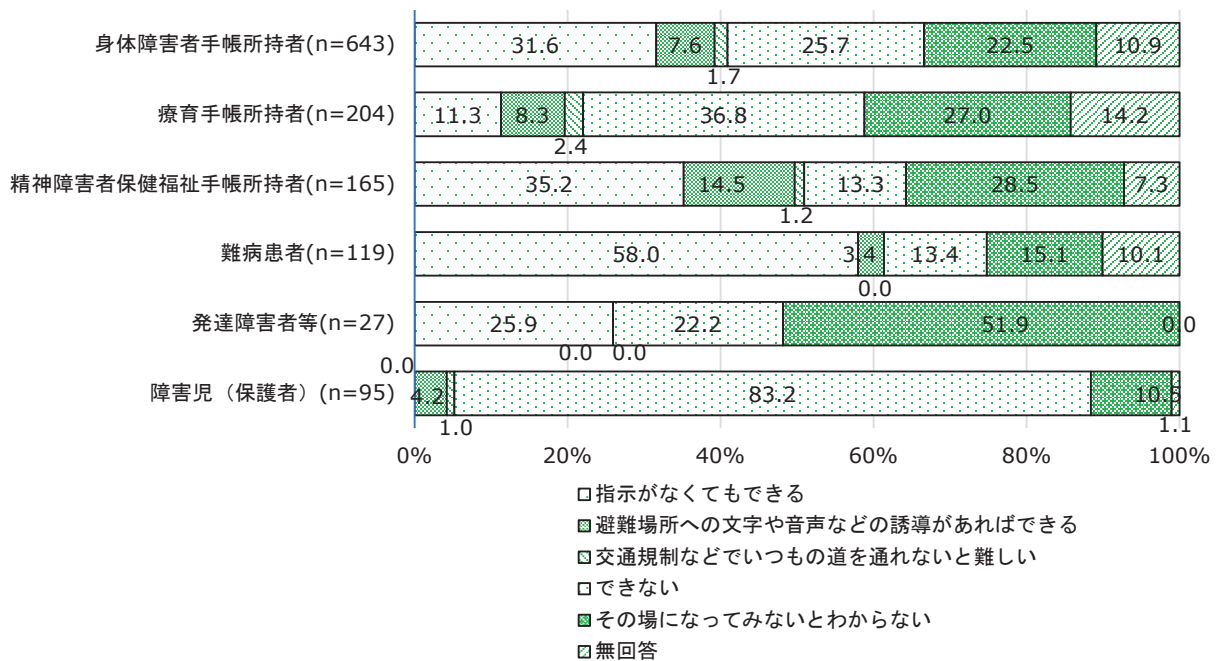
② 災害時の避難所・避難場所の認知度

「障害児（保護者）」「難病患者」では、認知度が高くなっていますが、全体を通じて依然として災害時の避難所^{※12}の認知度が高いとは言えない状況となっています。引き続き、周知を行っていく必要があります。



③ 災害時に一人で避難できるか

全体を通じて一人で避難所に避難できる人の割合は少なく、障害特性に応じた支援が求められています。



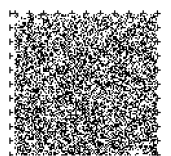
※12 避難所

① 指定避難所

自宅が倒壊や浸水等で自宅の生活が難しいと判断される場合に、避難生活をおくるための場所で、市内小・中学校・高校等を指定している。

② 福祉避難所

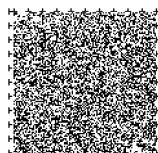
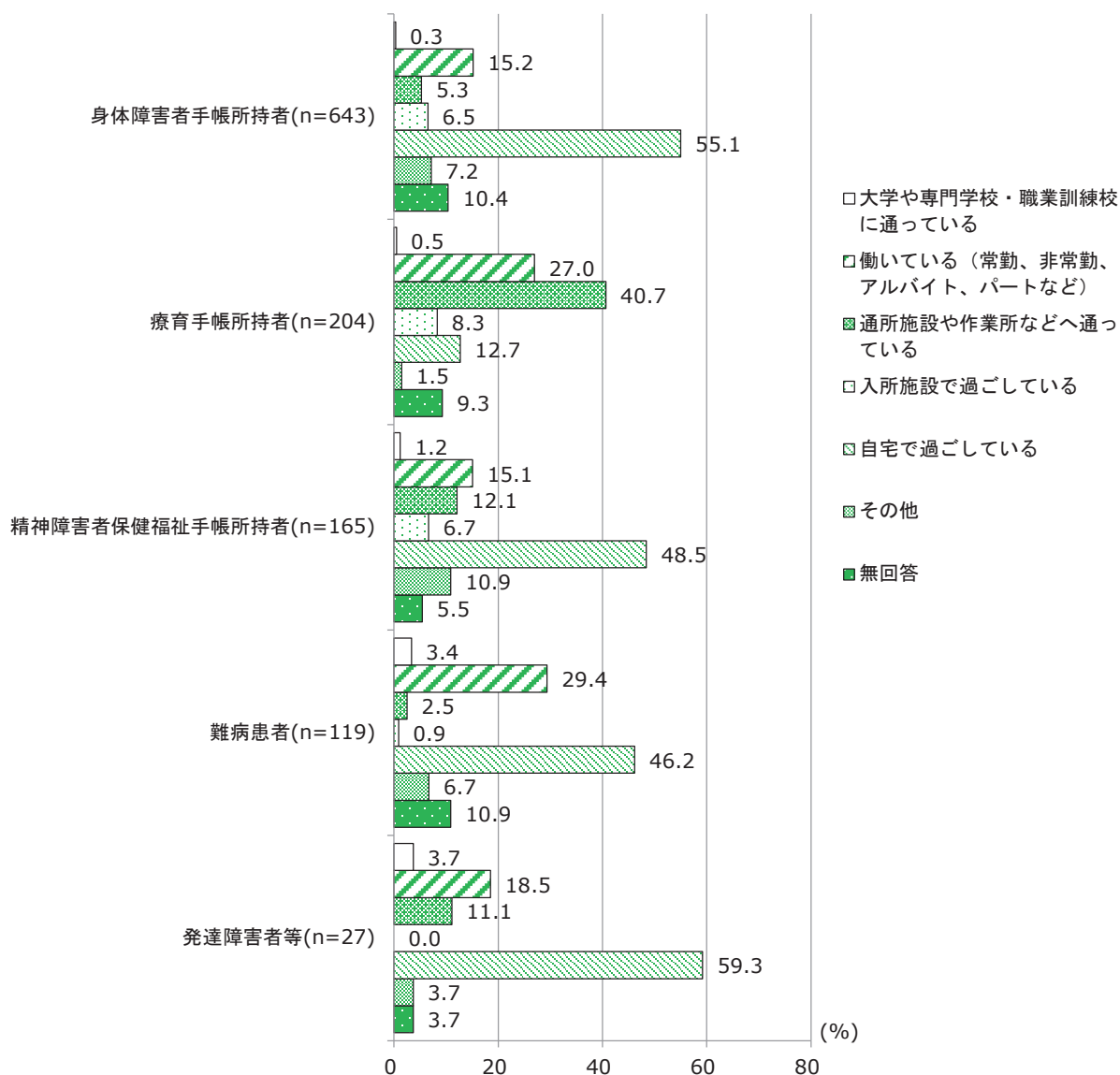
高齢者や障害のある人など、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所。平常時は、老人福祉施設や障害者支援施設といった福祉施設として運営されており、一般の避難所に比べ施設設備等において特別な配慮がされている。



(3) 日常生活・生活支援

① 平日昼間の過ごし方

「療育手帳所持者」を除き、「自宅で過ごしている」との回答が最も多く、続いて「働いている」との回答が多くなっています。「療育手帳所持者」では、「通所施設や作業所などへ通っている」との回答が最も多く、続いて「働いている」との回答が多くなっています。



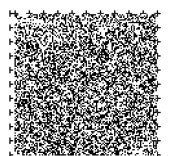
② 現在の生活で困っていること

全体を通じて「将来の援助（介護）のこと」及び「経済的なこと」との回答が多くなっており、これらに対し、支援が求められていることがわかります。

また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「発達障害者等」では、「就労のこと」との回答が多くなっており、就労について問題をかかえている人が多いことがわかります。

単位:%

回答 \ 区分	身体障害者手帳所持者(n=643)	療育手帳所持者(n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=165)	難病患者(n=119)	発達障害者等(n=27)
現在の援助（介護）のこと	5.6	2.9	4.2	8.4	11.1
将来の援助（介護）のこと	21.9	37.7	21.8	21.8	22.2
かかりつけの病院や歯科診療所がないこと	1.6	3.4	1.8	0.8	-
リハビリのこと	12.1	2.9	4.8	5.9	11.1
経済的なこと	19.6	22.1	53.9	25.2	59.3
住宅のこと	7.6	6.9	13.9	3.4	14.8
家庭生活のこと	5.8	11.8	22.4	6.7	18.5
結婚のこと	0.8	6.4	11.5	-	11.1
子どものこと	4.5	-	9.7	11.8	7.4
趣味や生きがいを持つこと	4.4	9.8	25.5	5.0	29.6
交通機関のこと	8.2	3.4	7.3	7.6	3.7
友達のこと	1.2	10.8	15.8	1.7	22.2
社会参加のこと	2.5	6.9	18.8	3.4	22.2
教育・学習のこと	0.2	2.0	5.5	1.7	3.7
就労のこと	4.4	17.2	35.8	10.1	40.7
地域の理解を得ること	1.7	7.4	10.3	1.7	11.1
必要な情報を得ること	6.5	7.4	18.2	8.4	7.4
相談相手を持つこと	4.7	14.7	24.2	5.9	33.3
その他	5.8	2.0	10.9	5.0	14.8
無回答	47.4	36.8	16.4	42.9	7.4



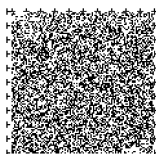
障害児（保護者）では、「子どもの将来の介助のこと」、「子どもの就労のこと」及び「子どもの教育・学習のこと」への不安が強く、特に「子どもの将来の介助のこと」については約5割が不安を感じており、「親亡き後の不安^{*13}」を解消し、安定した生活の保障が求められています。

単位:%

回答	区分	障害児（保護者） (n=95)
子どもの現在の介助のこと		16.8
子どもの将来の介助のこと		49.5
子どものかかりつけの医院や歯科診療所がないこと		11.6
子どものリハビリのこと		12.6
子どもの趣味や生きがい		31.6
子どもの通学等の交通機関のこと		10.5
子どもの友達のこと		26.3
子どもの社会参加のこと		32.6
子どもの教育・学習のこと		42.1
子どもの就労のこと		47.4
子どもの結婚のこと		7.4
経済的なこと		25.3
住宅のこと		12.6
家庭生活のこと		17.9
あなたの趣味や生きがい		4.2
あなたの社会参加のこと		4.2
あなたの就労のこと		11.6
地域の理解を得ること		16.8
必要な情報を得ること		29.5
相談相手を持つこと		16.8
その他		9.5
無回答		4.2

^{*13} 親亡き後の不安

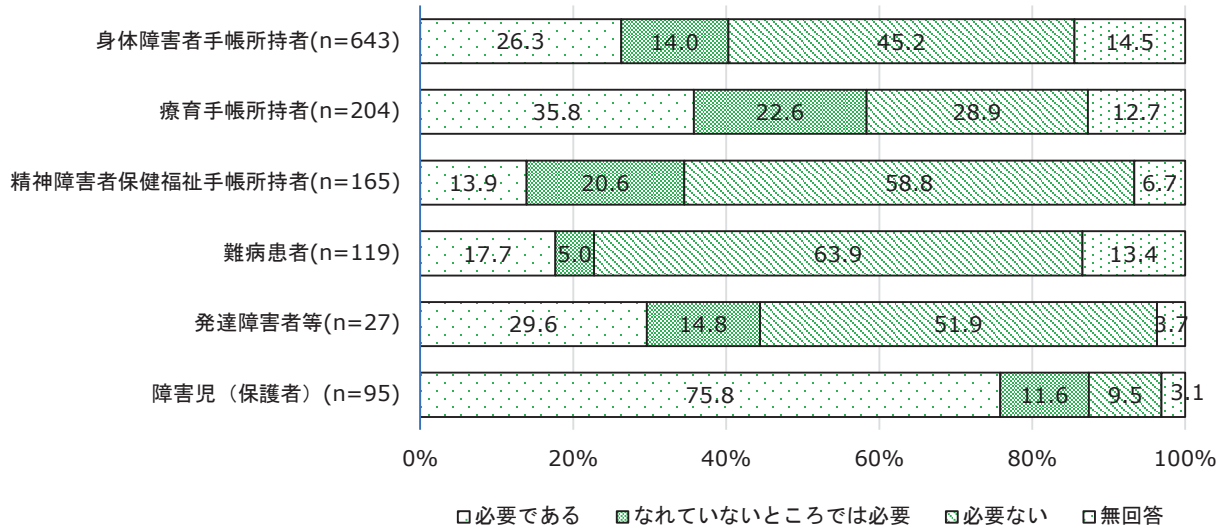
保護者とその障害のある子どもが共に高齢化していく中で、保護者が亡くなった後の子どもの将来の生活に対する不安。



(4) 社会参加・教育

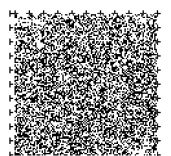
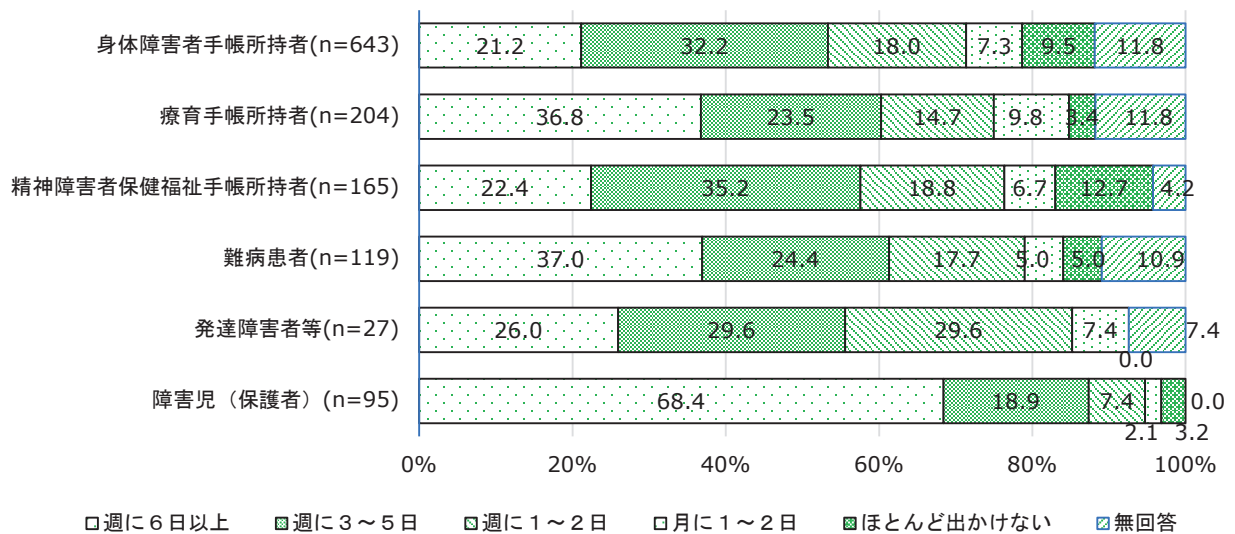
① 外出するときの介助の要否

「障害児（保護者）」では、年齢的な背景もあり、9割近い人が外出時に介助が「必要」であると回答しています。また、「療育手帳所持者」「発達障害者等」においても、介助が「必要」である割合が高くなっています。



② 外出頻度

「障害児（保護者）」を除くと、外出が「週1～2日」以下の人の割合が高く、また、その理由として「障害が重い」と回答した人が多いことから、引き続き、外出等への支援が必要です。



③ 社会活動参加状況

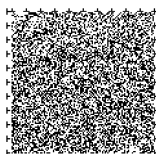
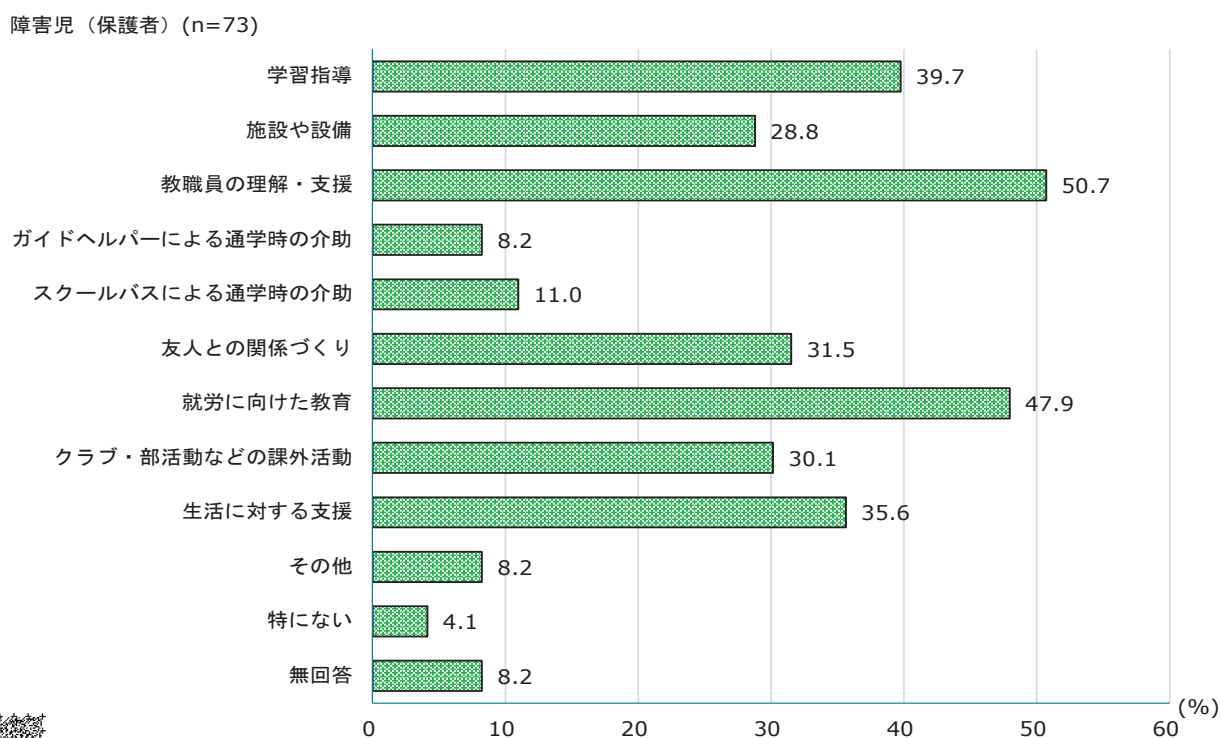
「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」については、特に、社会参加が少なく、社会との接点の少なさがうかがえます。社会交流機会の充実が必要となっています。

単位: %

区分	身体障害者手帳所持者 (n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=165)	難病患者 (n=119)	発達障害者等 (n=27)
祭り・行事	10.1	21.6	6.1	6.7	-
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	11.4	1.0	4.2	9.2	3.7
障害者団体などの活動	5.0	24.5	4.2	0.8	-
サークル・趣味の会・自主グループ	16.0	11.8	4.2	22.7	3.7
ボランティア・NPO活動	3.1	2.5	3.0	2.5	7.4
その他	3.3	3.9	3.0	1.7	7.4
参加していない	50.1	39.2	69.7	52.1	66.7

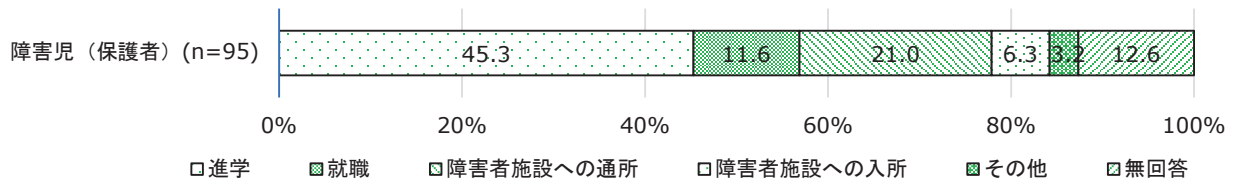
④ 教育や学校生活で充実させるべき点

半数以上の人々が「教職員の理解・支援」と回答しており、引き続き、教職員に対する研修等、教育体制の充実に向けた取り組みを実施していく必要があります。



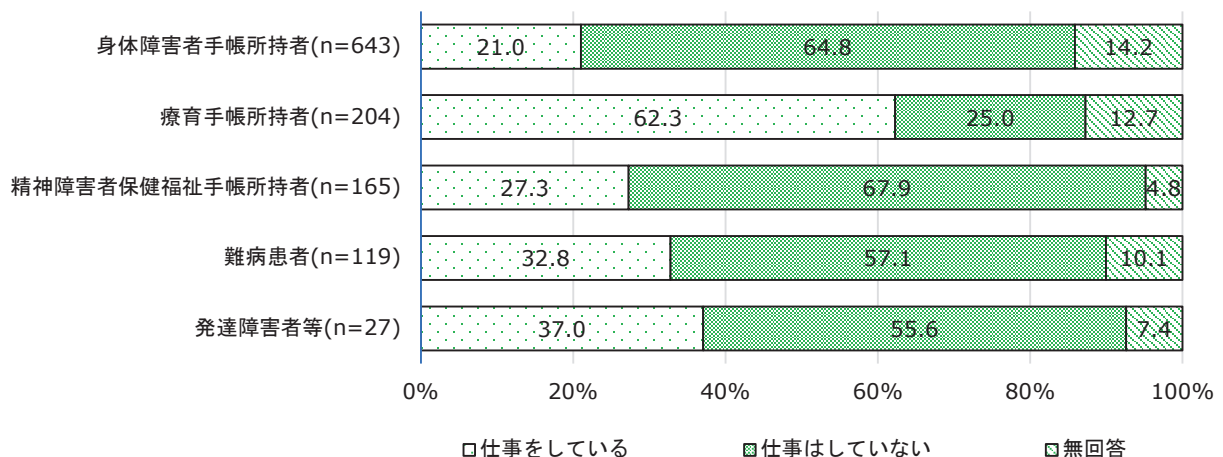
⑤ 子どもの進路

障害児の保護者が考える子どもの進路は「進学」が4割台半ばで最も多く、「障害者施設への通所」「就職」などが続いています。「進学」の内訳の多くは、小・中・高の特別支援学校^{※14}への進学希望となっています。高校卒業後の進路として福祉的就労^{※15}へのニーズが高くなっていることから、今後も継続してサービス提供体制を整備していく必要があります。



⑥ 就労状況

就労継続支援B型等、福祉的就労を含む就労の有無に関して、「仕事をしている」との回答が最も多いのは「療育手帳所持者」で6割超となっています。一方、「身体障害者手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」の就労率は2割台に、「難病患者」「発達障害者等」の就労率は3割台にとどまっています。

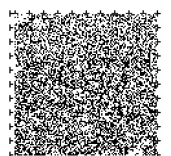


※14 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。（学校教育法第72条）

※15 福祉的就労

勤務時間や勤務日数を規定した雇用契約を結ばず、障害福祉サービス事業所等で働くこと。

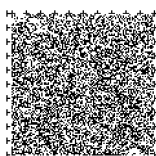
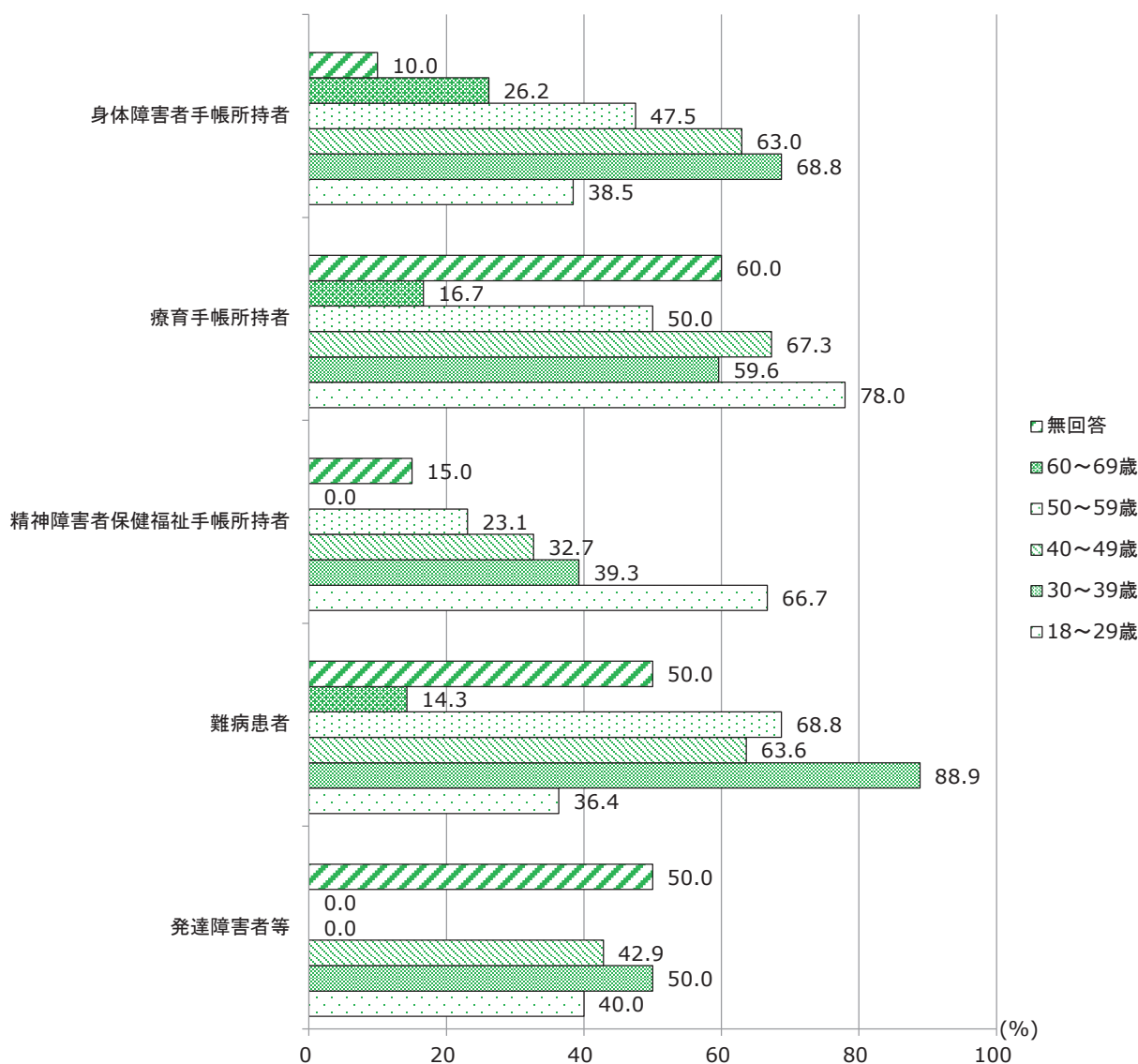


就労率を年代別にみると、就労率は全体を通じて低く、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「発達障害者等」の就労率の低さが顕著です。引き続き、就労支援を行っていく必要があります。

【就労者数/全体人数】

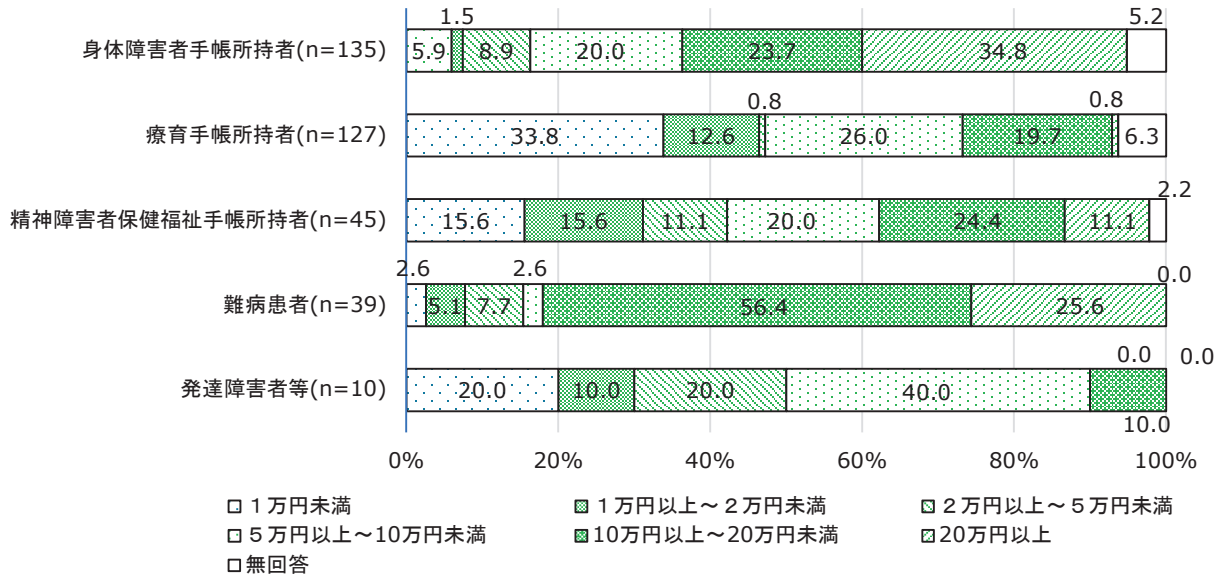
区分	年齢						単位:人
	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	
身体障害者手帳所持者	5/13	11/16	17/27	29/61	28/107	41/379	
療育手帳所持者	39/50	31/52	35/52	7/14	2/12	1/4	
精神障害者保健福祉手帳所持者	8/12	11/28	17/52	6/26	0/13	0/14	
難病患者	4/11	8/9	7/11	11/16	4/28	3/40	
発達障害者等	2/5	3/6	3/7	0/3	0/1	0/1	

【就労率比較】



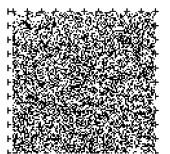
⑦ 就労で得る月収

一般就労^{※16}し、かつ10万円以上の収入を得ている人の割合は、「身体障害者手帳所持者」「難病患者」では高くなっていますが、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」ではその割合は低くなっています。また、就労形態として福祉的就労が多いため、2万円未満の割合が多くなっています。引き続き、福祉的就労における工賃向上が課題となっています。



※16 一般就労

一般の企業等にて雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。



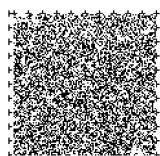
⑧ 働くために重要と思われること

全体を通じて「障害特性に配慮した職場環境の整備」「企業・上司・同僚の理解」が重要と考える人が多くっており、従業員に対する教育等、受け入れ側の体制整備が求められています。

また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」については、より多くの支援を必要としており、障害特性に応じた総合的な支援が必要となっています。

単位:%

回答 \ 区分	身体障害者手帳所持者 (n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=165)	難病患者 (n=119)	発達障害者等 (n=27)
就職先の紹介等の支援	15.1	29.4	45.5	24.4	44.4
就職に必要な知識・技術等の取得	12.4	25.5	30.3	9.2	40.7
就労に向けた訓練施設の充実	8.1	28.9	23.6	0.8	37.0
就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	7.8	26.5	30.3	0.8	48.1
障害特性に配慮した職場環境の整備	22.1	40.7	41.8	5.0	59.3
給料が充実していること	12.8	24.5	32.7	7.6	33.3
健康管理等の支援	14.5	22.1	29.7	2.5	37.0
就職後の相談・支援（定着支援）	10.3	33.8	38.2	-	51.9
企業・上司・同僚の理解	20.7	44.1	49.1	3.4	59.3
安全な通勤手段が確保されること	12.9	24.5	15.8	1.7	25.9
就職に向けた障害者（家族）の意識啓発	5.9	11.3	12.7	0.8	25.9
その他	2.0	2.9	6.7	-	11.1
特になし	13.2	3.9	12.1	11.8	7.4
無回答	46.0	27.5	15.2	31.9	7.4



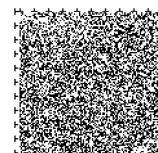
(5) 施策全般

① 相談相手

全体を通じて「家族」等身近な人へ相談している傾向が強く、家族を含んだ相談支援体制を整備することが必要です。また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は「病院・診療所などの職員」の割合が高く、「療育手帳所持者」では「福祉施設や事業所の職員」の割合が高くなっています。

単位:%

回答	身体障害者手帳所持者(n=643)	療育手帳所持者(n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=165)	難病患者(n=119)	発達障害者等(n=27)	障害児(保護者)(n=95)
家族	72.3	71.1	67.9	83.2	51.9	71.6
親戚	16.2	2.9	10.3	14.3	-	7.4
近所の人	5.8	0.5	2.4	10.1	3.7	1.1
友人・知人	17.6	7.8	18.2	26.9	22.2	25.3
同じ障害のある人	4.8	5.9	6.7	-	-	12.6
障害者の団体・家族会など	1.4	4.9	1.8	-	-	5.3
職場の人	2.3	7.8	4.8	5.9	-	3.2
ボランティア・NPOの職員	0.3	0.5	0.6	-	3.7	3.2
サービスを供給している事業者	5.1	5.4	3.0	4.2	7.4	13.7
身体障害者相談員・知的障害者相談員	1.1	2.9	-	1.7	3.7	-
民生委員・児童委員	3.7	0.5	0.6	4.2	-	-
市役所の職員	5.3	7.4	7.3	4.2	7.4	11.6
障害者生活支援センターの職員	2.0	8.3	6.7	0.8	14.8	2.1
福祉施設や事業所の職員	6.7	27.9	5.5	4.2	3.7	12.6
病院・診療所などの職員	11.8	4.9	29.1	12.6	14.8	24.2
社会福祉協議会の職員	2.2	2.5	0.6	0.8	-	1.1
その他	2.6	2.0	6.7	2.5	11.1	11.6
相談する人がわからない	1.7	0.5	3.0	1.7	3.7	4.2
相談する人がいない	2.3	1.0	5.5	1.7	11.1	4.2
無回答	12.9	18.6	4.2	13.4	14.8	10.5

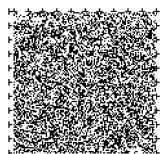


② 情報入手先

障害特性に応じて、様々な媒体での情報提供体制を整備することが求められています。また、家族や医療機関と回答した人も多く、情報入手のためのネットワークの構築が必要となっています。

単位:%

回答 \ 区分	身体障害者手帳 所持者(n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉 手帳所持者(n=166)	難病患者 (n=119)	発達障害者等 (n=27)	障害児(保護者) (n=95)
市役所・保健センターなどの相談窓口	12.8	14.2	10.3	12.6	7.4	25.3
障害者生活支援センター	1.4	6.4	4.8	0.8	11.1	3.2
地域活動支援センター	4.2	2.5	1.8	3.4	-	-
社会福祉協議会	2.5	2.0	1.2	-	-	1.1
病院などの医療機関	12.3	7.4	22.4	20.2	25.9	21.1
通所施設・入所施設	6.2	27.0	6.7	4.2	-	15.8
身体障害者相談員・知的障害者相談員	1.4	2.5	-	-	-	1.1
民生委員・児童委員	1.7	-	-	0.8	-	-
障害者の団体・家族会など	1.2	10.3	-	-	-	7.4
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	47.7	23.0	41.8	44.5	33.3	15.8
市の広報あげおなどのお知らせ	22.6	6.9	9.7	26.9	11.1	15.8
障害者相談支援のしおり・あげお	2.6	3.9	1.2	0.8	-	5.3
家族・親戚	24.9	35.8	32.7	26.9	22.2	8.4
友人・知人	13.7	8.3	7.9	11.8	7.4	34.7
パソコン通信・インターネットなど	15.6	12.7	36.4	32.8	33.3	46.3
その他	2.2	1.0	2.4	2.5	3.7	5.3
情報を得るところはない	1.2	1.5	6.1	-	3.7	2.1
無回答	18.4	22.1	6.1	15.1	14.8	5.3



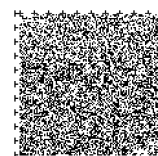
③ 障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと

全体を通じて「相談窓口や情報提供の充実」と回答した人の割合が高く、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」「障害児（保護者）」では半数程度の人が必要なことと考えています。また、「療育手帳所持者」「障害児（保護者）」では特に、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」と回答した人が多く、「親亡き後」の生活への不安が大きくなっている状況がうかがえます。

「一般市民」では、「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」「機能回復や地域生活に必要な訓練の充実」を挙げる人が多く、障害者のイメージとして「肢体不自由」を思い浮かべる人が依然として多いことがわかります。

単位:%

区分 回答	身体障害者手帳 所持者 n=643	療育手帳所持者 n=204	精神障害者保健福祉 手帳所持者 n=1166	難病患者 n=119	発達障害者等 n=271	障害児（保護者） n=66	一般市民 n=512
相談窓口や情報提供の充実	38.9	27.5	51.5	39.5	33.3	44.2	40.4
障害の早期発見・早期療育体制の充実	8.2	8.3	14.5	12.6	18.5	29.5	18.0
障害特性にあった適切な保育、教育の充実	7.9	14.7	7.3	16.0	25.9	55.8	28.9
障害児学童保育の充実	4.0	2.9	3.0	4.2	3.7	21.1	14.8
機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	12.8	6.4	7.3	10.1	7.4	8.4	18.2
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	20.5	9.3	10.3	31.1	3.7	8.4	27.7
通所施設の整備や施設運営の改善	9.3	20.6	12.1	5.9	14.8	30.5	7.2
入所施設の整備や施設運営の改善	10.6	24.0	7.3	12.6	3.7	24.2	12.3
福祉機器の利用のための助成	10.9	3.4	3.0	10.9	-	5.3	9.0
日常生活に必要な移動支援の充実	18.5	6.4	10.3	21.8	3.7	8.4	14.8
グループホームなど地域での生活の場の整備	4.5	24.5	7.9	4.2	3.7	20.0	10.7
障害者が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	20.7	15.2	23.6	18.5	14.8	23.2	18.9
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	17.9	9.8	10.9	15.1	-	4.2	12.9
段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	22.4	3.4	7.9	17.6	11.1	3.2	24.6



回答 \ 区分	身体障害者手帳所持者 (n=643)	療育手帳所持者 (n=204)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=165)	難病患者 (n=119)	発達障害者等 (n=27)	障害児(保護者) (n=95)	一般市民 (n=512)
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	21.8	57.4	41.8	17.6	40.7	56.8	32.4
企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備	6.1	12.7	25.5	15.1	33.3	25.3	19.5
創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備	1.2	2.0	2.4	2.5	7.4	2.1	2.5
生涯学習や文化活動の充実	3.1	2.0	3.6	3.4	7.4	1.1	1.4
スポーツ・レクリエーション活動の充実	3.9	6.9	1.8	5.0	3.7	4.2	4.7
ボランティア活動などの地域活動の促進	3.3	2.5	5.5	8.4	3.7	3.2	6.6
障害への理解や交流の促進	10.3	18.6	25.5	10.1	7.4	18.9	14.6
障害や病気に対する周囲の理解のための普及・啓発	13.7	13.7	29.1	17.6	29.6	18.9	19.7
その他	1.7	1.0	8.5	3.4	3.7	2.1	2.1
特になし	6.1	4.9	5.5	5.0	-	-	1.8
無回答	21.0	23.5	9.1	16.0	22.2	5.3	13.9

4 まとめ

①障害者手帳所持者数の増加

上尾市の人口は、平成29年前後をピークに、徐々に減少することが見込まれていますが、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院医療）受給者の数は今後も伸び続けると推測されます。同時に、障害の重度化や身体障害者手帳所持者を中心とした高齢化の進行が顕著になっています。このため、今後、このような傾向を踏まえた新たな施策の展開やサービス需要の増加による供給体制の整備が必要となることが予想されます。

②「人権の尊重」施策に関する現状

「一般市民」の半数の人は、近年、社会の中で障害のある人に対する理解が深まっていると考えています。

その一方で、「障害児（保護者）」「発達障害者等」では6割以上の人が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」「療育手帳所持者」では4割以上の人が、差別や偏見を感じることもあると考えています。引き続き、相互理解を促し、差別や偏見の解消に向けた取り組みが必要となっています。

成年後見制度は、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」の財産保護、権利擁護のために積極的な活用が望まれるところですが、その認知度は、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」が4割台、「発達障害者等」では3割台にとどまっています。

認知度を高め、成年後見制度の活用を促進するために、制度の周知策を検討していくことが必要です。

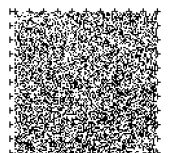
③「安心・安全の確保」施策に関する現状

障害者手帳所持者の大多数の人は定期的に通院しています。通院先は全体を通じて市内に比べ、市外・県外の割合が高く、特に、「障害児（保護者）」は、市外の医療機関に受診している割合が高くなっています。個々の状況に応じた通院の移動手段の確保が必要です。

災害時の避難所・避難場所の認知度は、「障害児（保護者）」「難病患者」では7割を超えています。一方、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」では4割台にとどまっています。他方、災害時に一人で避難できない人は、「療育手帳所持者」では4割弱、「身体障害者手帳所持者」では3割弱となっています。

また、「発達障害者等」においては、過半数の人がその場になってみないとわからないという結果で、災害時に一人で避難できるかどうか不安を感じている状況がわかります。

避難所・避難場所の周知を徹底するとともに、地域住民の協力を得ながら、災害時における援護体制の整備を進める必要があります。



④「日常生活・生活支援」施策に関する現状

平日の昼間の過ごし方では、「療育手帳所持者」を除き、自宅で過ごしている割合が高いという結果になりました。外出のニーズを実現するため、移動手段の確保やサービスの提供が必要となっています。

現在の生活での困りごとについて、障害者では「将来の援助（介護）のこと」「経済的なこと」、「障害児（保護者）」では「子どもの将来の介助のこと」が挙げられています。また、「障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと」については、全体を通じて「相談窓口や情報提供の充実」「保護者が亡くなったあとの生活支援の充実」が高い割合となっており、将来の生活に強い不安を抱えていることがわかります。

障害のある人も暮らしやすい地域共生社会を形成するために、市役所、障害者相談支援事業所、民生委員・児童委員や福祉関係団体、サービス提供事業所などが積極的に情報提供や関与を行っていき、ライフステージを通じた長期的視野に立った継続的な支援が必要です。

⑤「社会参加・教育」施策に関する現状

外出については、「障害児（保護者）」をはじめ、「療育手帳所持者」の6割弱、「発達障害者等」の5割弱の人も介助が必要であると回答しており、障害者・障害児が外出することに高いハードルがあることがうかがえます。

社会活動参加状況は、「療育手帳所持者」は「祭り・行事」への参加や「障害者団体などの活動」に積極的である状況がわかります。その一方で、「精神障害者保健福祉手帳所持者」「発達障害者等」の参加率が低くなっています。個々の状況に応じた社会参加の機会を確保していくことが必要です。また、社会参加の機会を確保するために、外出支援策を展開するとともに、ユニバーサルデザイン^{*17}及びバリアフリー^{*18}を考慮した環境整備を推進していくことが重要な課題となっています。

就労については、就労率の向上と給料（工賃）の向上が課題となっています。障害者に対する就労支援を継続するとともに、「企業・上司・同僚の理解」や「障害特性に配慮した職場環境の整備」といった環境整備も必要です。

教育・学習については、多くの「障害児（保護者）」が「子どもの教育・学習のこと」で悩んでおり、「教職員の理解・支援」「就労に向けた教育」「学習指導」の充実を望んでいます。安心して教育を受け、学校生活を送るために、教職員の研修や、進学・就職に向けての支援体制の整備が求められています。

^{*17} ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、体の大きさ等にかかわらず、すべての人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

^{*18} バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている物理的障壁のほか、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くこと。

